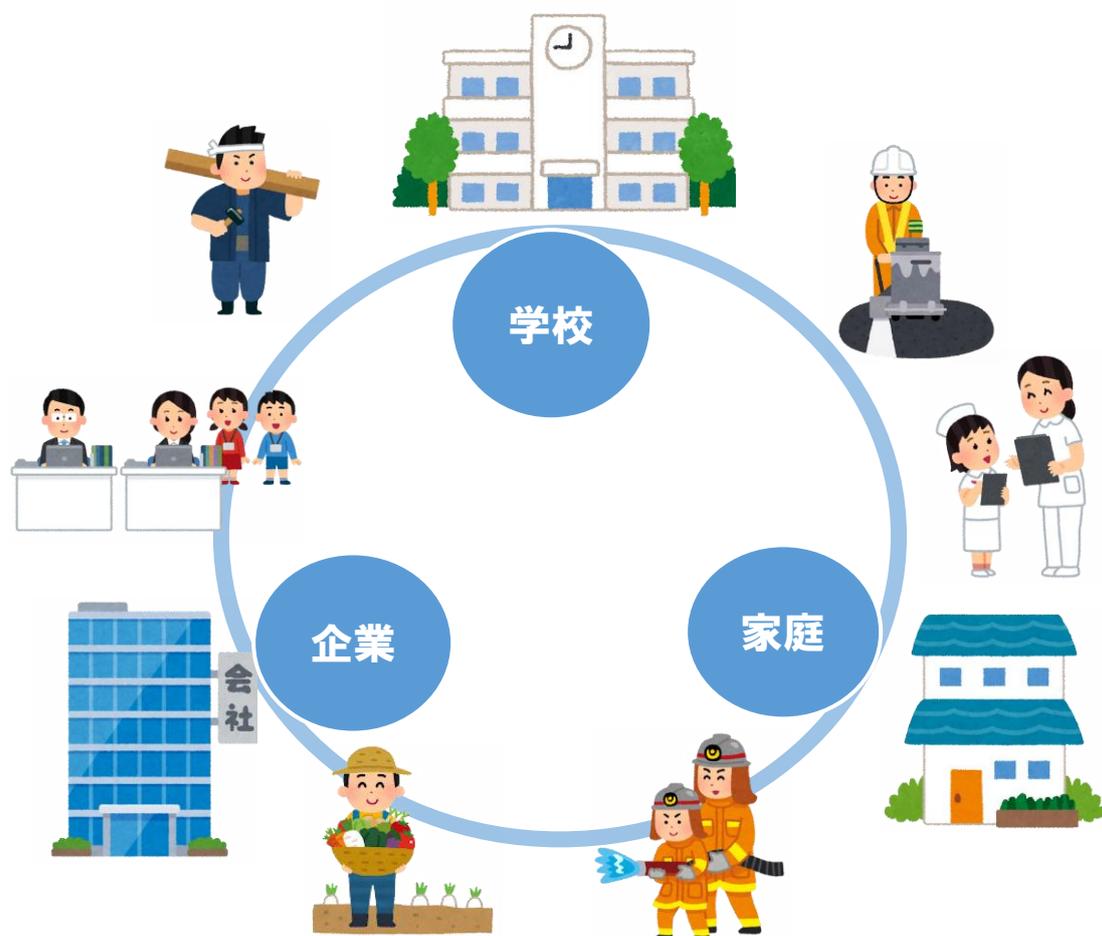


次代を担う子どもたちの健やかな成長のために

# 「学校・家庭・地域応援企業」を 募集しています！



企業のみなさまに、コミュニティ・スクールに対する支援、又は家庭教育支援となる  
職場環境づくりのための取組みをお願いする制度です。

## 1. 「野々市市学校・家庭・地域応援企業」登録制度とは

- 法人、団体又は個人事業者を対象にしています。
- 企業のみならず、本市のコミュニティ・スクール事業に協力していただく、又は家庭教育支援となる職場環境づくりの取組みを進めていただく制度です。
- 下記「2. 応援企業の取組みとその例」の①～⑤のいずれかの取組みを行う企業を登録し、企業名や取組内容を市教育委員会がPRします。

## 2. 応援企業の取組みとその例 ※ 下記①～⑤の項目のいずれかに取り組んでください。

### ① 学校行事への参加促進

企業等の従業員が学校行事等に参加することができるように働きかけるほか、休暇を取りやすくするための環境づくりを行う。(有給休暇の取得計画表や有給休暇の取得率アップなど)

### ② 学校と地域との協働活動

- (1) 企業等の従業員が学校の環境整備に参加する。(花壇の水やり、草むしりなど)
- (2) 企業等の従業員が学校に出向き、子どもたちの学習に協力する。  
(学校の求めに応じた出前授業など)
- (3) 企業等が地域住民の一員として地域の親子行事への参加協力支援を行う。  
(地域のお祭りに参加、お祭りの時に企業の敷地を無償で貸し出す、子どもと大人のまちぐるみ美化清掃に参加するなど)

### ③ 家庭教育の推進

- (1) 毎月第1水曜日の「野々市家族ふれあいの日」を家族団らんの日としてノー残業デーに取り組む。
- (2) 教育委員会が配布する家庭教育に関する資料を従業員に配布するほか、企業等の施設内で家庭教育に関する資料を掲示する。

### ④ 職場見学や職場体験の実施

- (1) 企業等の従業員の子どもに親が働く姿を見せるほか、親の仕事を体験させる。
- (2) 市内の子供たちを対象に、企業等の職場見学や職場体験を実施します。(野々市市わく・ワーク事業など)

### ⑤ 企業等からの独自提案

子どもたちの教育上効果的かつ適切であると認められるものを行う。  
(どのような取組みが該当するかについては、生涯学習課へご相談ください。)

※企業等＝法人、団体又は個人事業者



【コミュニティ・スクール】 学校、保護者、地域の方が知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで一緒に協働しながら子どもの成長を支え「地域と共にある学校づくり」を進める法律に基づく仕組みです。



※登録マーク

### 3. ご登録いただいた企業の皆様に対して

- ① 野々市市のホームページやインスタグラム等で企業名や取組みをご紹介します
- ② 市内公共施設において、登録者が実施する取組みを紹介掲示します。
- ③ 「学校・家庭・地域応援企業」として、登録者に登録証及び登録マーク※を交付します。  
その他教育委員会が関係する研修会やイベント等でご紹介することを検討しております。



## 社会貢献企業として企業のイメージアップ！

### 4. 申請方法など（法人、団体又は個人事業者を対象にしています。）

《手続きの流れ》

取組み項目を決定

貴社の取り組む内容を、左の「応援企業の取組み」**1**～**5**のうちから**1つ以上お選びください。**

申請書の提出

申請書に必要事項を記載し、下記までご提出ください。  
申請書の様式は市ホームページからダウンロードできます。

「野々市市学校・家庭・地域応援企業」で検索

※ 企業パンフレットや取組み内容が分かる資料などがありましたら、添付してください。

受付・審査・登録

教育委員会において内容を審査した後に、「野々市市学校・家庭・地域応援企業登録証」を発行します。登録以降は、特段のお申出がない限り、継続（原則）されます。

※ 登録後からホームページ等で企業名や取組をPRしていきます。

※ 取組みが行われなかったり、不十分であったときは、登録を取り消す場合があります。

取組実績報告書の提出

登録後は、毎年4月30日までに取組実績報告書を提出してください。

企業名や取組実績をPR

市ホームページ等に企業名と前年度の取組み内容をPRします。

《問合せ及び申請書提出先》

〒921-8510 野々市市三納一丁目1番地

野々市市教育委員会事務局 生涯学習課 青少年係

電話：076-227-6117 FAX：076-227-6258

[shougai@city.nonoichi.lg.jp](mailto:shougai@city.nonoichi.lg.jp)



【家庭教育】 家庭内で行われる教育。家族の触れ合いをとおして子どもが基本的な生活習慣や生活能力、豊かな情操、社会的なルールやマナーなどを身に付けるうえで重要な役割をもちます。

Q1. どうして「野々市市学校・家庭・地域応援企業」制度をはじめることにしたのですか？

A1. 近年、学校の安全管理、不登校児童の増加、配慮を要する児童の増加等多様な児童及び保護者に対する対応が必要となって、教員の業務量が増加しているといった課題が生じています。これを踏まえ、本市では令和4年度に地域の人々が学校運営に参画するコミュニティ・スクール（「学校運営協議会」）を市立小中学校に設置しました。

学校だけでは十分に対処できない子どもたちの課題を、地域の全体の課題として地域の方々と連携することで、教員は本来の仕事に集中することができます。地域の専門家を活用することで子どもたちは質の高い教育を受けることができたり、地域の方と関わることで、ふるさとへの愛着や社会参画力を育むことが期待できます。

また、家庭では子どもたちの保護者の価値観、ライフスタイルの多様化により今家庭教育力の低下が懸念されています。働く保護者にとって、家庭教育の充実には職場の理解や協力が欠かせません。地域の将来を担う子どものより良い成長のために、企業のみなさまのご協力をお願いします。

Q2. 応援企業の登録を受けたが、取組み内容を変更したいときは、どうしたらよいですか？

A2. 野々市市学校・家庭・地域応援企業登録（変更・廃止）届出書をご提出ください。

Q3. 今後、中学生の職場体験を受け入れてみたいが、どのようにしたらよいですか？

A3. 学校と調整しますので、生涯学習課へご相談ください。お問い合わせの翌年度以降の市立中学校職場体験の受け入れをお願いします。

Q4. 取組み②、学校の出前授業や環境整備等に取り組みたい場合、教育委員会から活動を紹介してもらえるのですか？

A4. 学校から教育委員会に対し、依頼や相談があった場合に限り、登録企業に協力をお願いします。ご登録内容によっては、学校や地域から協力依頼がないことがあります。できるだけ、多くの取組みにご協力ください。

